

◎新潟県教育委員会告示第2号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項及び第26条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

平成29年3月21日

新潟県教育委員会 教育長 池田 幸博

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財 (彫刻)	木造四天王立像	4 軀	佐渡市長谷13番地	宗教法人長谷寺
有形文化財 (歴史資料)	新潟県近代行政文書	2,465点	新潟市中央区女池南3丁目1番2号（新潟県立文書館）	新潟県
有形文化財 (考古資料)	卯ノ木遺跡出土品	98点	長岡市幸町2丁目1番1号（長岡市立科学博物館）	長岡市
有形文化財 (考古資料)	行屋崎遺跡出土品	77点	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地（田上町役場）	田上町

第26条第1項の規定による民俗文化財の指定

種別	名称	所在地	保護団体
無形民俗文化財 (風俗慣習)	直江津・高田祇園祭の御旅所行事と屋台巡行	上越市	宗教法人八坂神社